

インターネットと人権

平成28年度に「部落差別解消推進法」などの人権に関する3つの法律が施行されました。

その中で、誰もが情報を発信できる手軽で便利なメディアとして急速に普及したインターネット上において、誹謗中傷や差別的な書き込みによる人権侵害が社会問題になっています。こうした問題の解決のために、何をすべきか、何ができるのか、いっしょに考えてみませんか？



講師

関西大学社会学部教授
松井修視氏

日時

平成30年12月17日（月） 午後1時30分～

場所

橋本市民会館1階 ギャラリー

参加無料
(申込要)
定員90名

●下記の参加申込書をご利用の上、ご持参・ファックス・メールまたはお電話でお申込みください。

橋本市市民生活部人権・男女共同推進室（本庁舎2階）

TEL 0736-33-1229（直通）

FAX 0736-33-1665

E-mail jinken@city.hashimoto.lg.jp

●手話通訳をご希望の方は、12月10日（月）までにお申し込みください。



主催：橋本市・橋本市教育委員会

平成30年度人権研修会(第3回)「インターネットと人権」参加申込書

氏名			
住所			
電話番号		手話通訳	希望する・希望しない